

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月26日
【会社名】	株式会社エムケーキャピタルマネージメント
【英訳名】	MK Capital Management Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 一郎太
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山五丁目1番10号
【電話番号】	03(5464)0835（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室 室長 日垣 秀庸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目1番10号
【電話番号】	03(5464)0835（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室 室長 日垣 秀庸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,500,004,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	96,154株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度は採用していません。

(注) 1．平成22年2月26日（金）開催の取締役会決議によります。

2．振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	96,154株	2,500,004,000	1,250,002,000
一般募集			
計(総発行株式)	96,154株	2,500,004,000	1,250,002,000

(注) 1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
26,000	13,000	1株	平成22年 4月5日(月)	-	平成22年 4月5日(月)

(注) 1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。申込期間中に当該契約が締結されない場合には本普通株式に係る割当ては行われなくなります。

3．発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

4．申込の方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エムケーキャピタルマネージメント	東京都港区南青山五丁目1番10号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 神保町支店	東京都千代田区神保町二丁目2番

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,500,004,000	100,000,000	2,400,004,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、アドバイザー費用70百万円（支払先：Unison Capital Management Pte. Ltd.）、証券会社費用10百万円、弁護士費用、登録免許税その他諸費用で20百万円を予定しております。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途

上記差引手取概算額24億円につきましては、デット・リストラクチャリング事業（後記 1をご参照ください。）を中心とする新規事業に係るセიმポート資金に充当いたします。

現在の不動産市場においては、購入側の希望金額と売却側の希望金額に大きな乖離が生じており、実際には投資が実行されないケースが多い状況となっています。ここに当社はビジネスチャンスを見出しており、市場における不動産取引実行の円滑化に寄与するとともに、当社のアセット・マネージメント事業（後記 2をご参照ください。）における受託資産残高を増大させる絶好の機会であると考えております。そのためには、顧客投資家（後記 3をご参照ください。）から顧客SPC（後記 4をご参照ください。）に対して資金を拠出していただく際に、当社としても顧客SPCが取得する不動産（信託受益権化されたものを含む）の取得価額に対して2～5%程度をセიმポート資金（後記 5をご参照ください。）として拠出することが必要となります。なお、デット・リストラクチャリング事業においては、新規事業として十分なトラックレコードがないため、当初は100%自己で資金拠出することもあり、セिमポート資金ニーズが高くなると考えております。しかし、ここでデット・リストラクチャリング事業が立ち上がることでトラックレコードを積み、競合他社の少ない市場の中で一定以上の地位を築くことができれば、大幅な信用力の上昇を通じて必要となるセिमポート比率は減少することになるものと考えております。以上から、今回調達する資金は、デット・リストラクチャリング事業に係るセिमポート資金として約19億円、新規ファンドに係るセिमポート資金として約5億円に充当する予定であります。

また、今年3月の年度末経過後において、金融機関等による不良債権処理等の増大が予想され、当社としてはアセット・マネージメント業務の獲得機会が増加するものと考えております。その際に、セिमポート資金の確保ができていなければ、当該アセット・マネージメント業務の獲得、すなわち、事業計画の達成が困難な状況となり、企業価値・株主価値の増大に支障をきたすものと考えており、このような事態を回避し、事業計画の達

成を通じた企業価値・株主価値の増大のために、上記手取額のセიმポート資金を現時点において確保することが必要不可欠であると考えております。

なお、調達した資金については、支出までは銀行預金として保管いたします。また、調達資金は既存の借入金の返済等、負債の処理には一切充当いたしません。

( 1 ) デット・リストラクチャリング事業

デフォルト(債務不履行)状態又はその恐れがあるものの、将来の価値回復を見込める不動産投資SPC(対象となる不動産等の資産の原保有者から当該資産の譲渡を受け、有価証券を発行するような特別の目的のために設立される会社)に対して、新規資金のファイナンス・アレンジ、ローン返済期限の延長、及びローンの組み替えなどを提案するとともに、当該SPCからアセット・マネージメント業務の受託を目標とする取組みのことをいいます。

( 2 ) アセット・マネージメント事業

不動産投資に精通した顧客投資家等に不動産の購入・運用提案を行い、顧客投資家の資金による投資ストラクチャーをアレンジし、投資を目的として設立される特別目的会社から不動産の運用・管理を受託して手数料の獲得を目的とする事業。

( 3 ) 顧客投資家

顧客SPCが不動産(信託受益権化されたものを含む)を購入する際の必要資金を、匿名組合出資等の形で拠出する投資家。

( 4 ) 顧客SPC

当社にアセット・マネージメント業務を委託する特別目的会社等、当社のアセット・マネージメント業務は不動産(信託受益権化されたものを含む)を保有する特別目的会社等に対して提供するものであり、当該特別目的会社等は当社の顧客となります。

( 5 ) セიმポート資金

当社がアセット・マネージメント業務を受託する際に、顧客投資家とともに、特別目的会社等に対して、共同して資金を拠出することが必要な場合があります。一般的には、特別目的会社等が取得する不動産(信託受益権化されたものを含む)の取得価額に対して2~5%程度を拠出いたします。

#### 支出予定時期

支出予定時期につきましては、案件の進捗状況、規模、取組み条件等によって支出額は異なりますが、平成22年4月から平成22年8月にかけて順次支出を予定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

(イ) Unison Capital I, L.P.

a. 割当予定先の概要	名称	Unison Capital I, L.P.		
	所在地	c/o Deutsche Bank (Cayman) Limited, 171 Elgin Avenue, Boundary Hall, Cricket Square, P.O. Box 1984, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 (なお、国内口座管理機関は、株式会社三井住友銀行であります。)		
	出資額	621百万円		
	組成目的	会社の株式を保有すること		
	主たる出資者及びその出資比率	1. Unison Capital Partners III, L.P. (99.99%) 2. UCGP, Ltd. (0.01%)		
	業務執行組合員等に関する事項	名称	UCGP, Ltd.	
		本店の所在地	c/o UBS Fund Services (Cayman) Ltd. 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands	
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。	
		代表者の役職及び氏名	(Director) Lisa Alexander (Director) Scott Lennon	
資本金		US\$1		
事業の内容		ケイマン籍ファンドの業務執行		
主たる出資者及びその出資比率		主たる出資者との契約において、守秘義務の問題があるため、開示することができません。		

b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

## (口) Unison Capital II, L.P.

a. 割当予定先の概要	名称	Unison Capital II, L.P.		
	所在地	c/o Deutsche Bank (Cayman) Limited, 171 Elgin Avenue, Boundary Hall, Cricket Square, P.O. Box 1984, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 (なお、国内口座管理機関は、株式会社三井住友銀行であります。)		
	出資額	789百万円		
	組成目的	会社の株式を保有すること		
	主たる出資者及びその出資比率	1. Unison Capital Partners III(F), L.P. (99.99%) 2. UCGP 2(F) Ltd. (0.01%)		
	業務執行組合員等に関する事項	名称	UCGP 2(F) Ltd.	
		本店の所在地	c/o UBS Fund Services (Cayman) Ltd. 227 Elgin Avenue, P.O. Box 852, Grand Cayman, KY1-1103, Cayman Islands	
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。	
		代表者の役職及び氏名	(Director) Andrew Galloway (Director) Ralph Woodford	
資本金		US\$1		
事業の内容		ケイマン籍ファンドの業務執行		
主たる出資者及びその出資比率	主たる出資者との契約において、守秘義務の問題があるため、開示することができません。			

b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

## (八) Unison Capital Partners III (A)

a. 割当予定先の概要	名称	Unison Capital Partners III (A)	
	本店の所在地	33 Sir John Rogerson 's Quay, Dublin 2, Ireland	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。 (なお、国内口座管理機関は、株式会社三井住友銀行であります。)	
	代表者の役職及び氏名	(Director) Brian Dillon (Director) Johnny McClintock	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	会社の株式を保有すること等	
	主たる出資者及びその出資比率	1 . UCGP(A) Ltd. (99%) 2 . UCGP(A)1 Ltd. (1%)	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

## (二) Unison Capital Partners III (B)

	名称	Unison Capital Partners III (B)	
	本店の所在地	33 Sir John Rogerson 's Quay, Dublin 2, Ireland	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。 (なお、国内口座管理機関は、株式会社三井住友銀行であります。)	
	代表者の役職及び氏名	(Director) Patrick Healy (Director) Eilish Finan	
	資本金	100百万円	
	事業の内容	会社の株式を保有すること等	
	主たる出資者及びその出資比率	1 . UCGP(B) Ltd. (99%) 2 . UCGP(B)1 Ltd. (1%)	
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注)資本金、主たる出資者及びその出資比率、出資関係の欄は、平成22年2月26日現在におけるものであります。

#### c . 割当予定先の選定理由

当社には、各方面から資金調達に関する提案がありましたが、Unison Capital I, L.P.、Unison Capital II, L.P.、Unison Capital Partners III (A)、及びUnison Capital Partners III(B) (以下、「ユニゾン」と総称します。)を割当先とすることにより、ユニゾンが指名する役員候補等を通じ、成長戦略の実現等に係る支援、経営管理ノウハウ等の提供を受けることが可能となるため、ユニゾンは中期経営計画(後記 1 をご参照ください。)の達成に必要な不可欠なパートナーであると考えております。また、当社の経営理念に共鳴していただいたことから、ユニゾンを割当予定先として選定いたしました。当社は、中期経営計画の達成を通じて、企業価値及び株主価値の向上を目指してまいります。

なお、本件第三者割当予定先であるユニゾンは、ユニゾン・キャピタル株式会社(東京都千代田区)を通じて紹介されたものであります。ユニゾン・キャピタル株式会社は、本件割当予定先であるユニゾンとアドバイザー契約を締結しているUnison Capital Management Pte.Ltd.(シンガポール法人)とサブアドバイザー契約を締結しております。

割当予定先が4つのファンド等に分かれているのは、当社に対して投資の意思決定をしたファンド等に対する出資者の属性が異なることによるものであります。また、各ファンド等の投資の意思決定は、各ファンド等の業務執行社員等が其々独自に行っております。

( 1 ) アセット・マネジメント事業における受託資産残高6千億円、経常利益40億円を目指すべく、計画期間を平成23年8月期から平成27年8月期とする5ヵ年とする中期経営計画。

#### d . 割り当てようとする 株式の数



- (イ) Unison Capital I, L.P. 当社普通株式 23,913株
- (ロ) Unison Capital II, L.P. 当社普通株式 30,370株
- (ハ) Unison Capital Partners III (A) 当社普通株式 23,101株
- (ニ) Unison Capital Partners III (B) 当社普通株式 18,770株

#### e. 株券等の保有方針

本件第三者割当予定先であるユニゾンからは、当社普通株式を中期的に継続して保有する意向であると伺っております。なお、当社は、ユニゾンに対して、本件株式の発行日から2年間において、本件株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面により当社へ報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書の発行を依頼する予定であります。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、ユニゾンから出資証明書入手することにより、払込みに要する財産の存在を確認しております。なお、アイルランド法人であるUnison Capital Partners III(A)、及びUnison Capital Partners III(B)については、現時点でそれぞれ、214百万円、153百万円の債務超過ではありますが、設立時期が平成20年6月と間もないため、業務実績がなく費用が先行して発生した結果であること、及び、実質的にはファンドであり、Unison Capital I, L.P.、及びUnison Capital II, L.P.と同様に、本件第三者割当にかかる払込に要する財産は、Unison Capital Partners III(A)、及びUnison Capital Partners III(B)の其々の投資家から出資されるものであるため、当社としては出資証明書入手することにより、払込みに要する財産の存在を確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は第三者信用調査機関に調査を依頼し、上記の割当予定先、当該割当予定先の役員が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がない旨の報告を受けております。なお、割当予定先の主要株主(主な出資者)については、割当予定先の主要株主(主な出資者)を募集する際に、海外のファンドアドミニストレーターである金融機関が行った調査結果を確認し、上記の割当予定先の主要株主(主な出資者)が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを上記割当予定先のアドバイザーであるUnison Capital Management Pte.Ltd.(シンガポール法人)に確認しております。

なお、割当予定先が4つのファンド等に分かれているのは、当社に対して投資の意思決定をしたファンド等に対する出資者の属性が異なることによるものであります。また、各ファンド等の投資の意思決定は、各ファンド等の業務執行社員等が其々独自に行っております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

譲渡制限は設けておりません。

## 3 【発行条件に関する事項】

本件第三者割当における発行価格の算定については、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠し、本件第三者割当に係る取締役会決議の前日における株式会社東京証券取引所マザーズ市場公表の当社普通株式の終値25,500円を基準として、割当予定先との協議のうえ、当該終値から1.96%プレミアムの26,000円に決定いたしました。当社といたしましては、当社普通株式の流動性、取引量、株価の推移等を勘案すると当該プレミアムの割合は合理的であると考えております。

なお、当該新株式の発行に関し、監査役4名(社外監査役3名を含む。)全員は、関係法令、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」への準拠性等を確認し、かつ、上記算定根拠を含めて総合的に判断して、本新株式の発行価格が、割当予定先に特に有利でない旨の意見を述べております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当により新株式が96,154株発行され、現在の当社の発行済株式総数60,670株の158.49%の希釈

化となり、当社株式は25%以上の希釈化が生じることになります。従って、大規模な第三者割当に該当するものであります。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合
Unison Capital II, L.P.	c/o Deutsche Bank (Cayman) Limited, 171 Elgin Avenue, Boundary Hall, Cricket Square, P.O. Box 1984, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	30,370	19.37%
Unison Capital I, L.P.	c/o Deutsche Bank (Cayman) Limited, 171 Elgin Avenue, Boundary Hall, Cricket Square, P.O. Box 1984, George Town, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	-	-	23,913	15.25%
Unison Capital Partners III(A)	33 Sir John Rogerson ' s Quay, Dublin 2, Ireland	-	-	23,101	14.73%
Unison Capital Partners III(B)	33 Sir John Rogerson ' s Quay, Dublin 2, Ireland	-	-	18,770	11.97%
加藤 一郎太	東京都港区	16,200	26.70%	16,200	10.33%
ゴールドマンサック スイインターナシヨナル (常任代理人 ゴール ドマン・サックス証 券株)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区六本木 6-10-1)	4,127	6.80%	4,127	2.63%
(株)ビケンテクノ	大阪府吹田市南金田 2-12-1	1,740	2.87%	1,740	1.11%
川端 康之	神奈川県茅ヶ崎市	1,508	2.48%	1,508	0.96%
ロイヤルバンクオブ カナダトラストカン パニー(ケイマン) リミテッド (常任代理人 立花証 券株)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-1110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅 場町1-13-14)	1,418	2.34%	1,418	0.90%
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリ ティー クライアンツ 613 (常任代理人 ドイツ 証券株)	TAUNUSANLAGE 12. D-60325 FRANKFURT AM MAIN. FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY (東京都千代田区永田町 2-11-1)	1,315	2.17%	1,315	0.84%
計	-	26,308	43.36%	122,462	78.09%

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社の事業戦略のうち、デット・リストラクチャリング事業、新規ファンドの設立においては、当社としてセიმボート資金が必要となるケースが多く、更なる事業発展のために、資金確保が最重要課題となっています。また、今年3月の年度末経過後において、金融機関等による不良債権処理等の増大も予想されます。これらの点を踏まえ、当社の市場環境に対する認識、及び、新規事業戦略に対する考え方について賛同を得たユニゾンへの第三者割当増資が最善の選択肢であるとの結論に至りました。

本件第三者割当予定先であるユニゾンを紹介いただいたユニゾン・キャピタル株式会社は、日本におけるプライベート・エクイティ投資のパイオニアであり、アドバイザー等として、数々の投資案件に携わってこられました。また、株式会社キリウ、株式会社東八ト、株式会社コスモスイニシア、クラシエホールディングス株式会社（旧カネボウ株式会社）、コバレントマテリアル株式会社、株式会社UCOM、株式会社あきんどスシロー、株式会社コスモスライフ等に対する投資案件において、企業価値・株主価値の最大化のための戦略的なアドバイスを提供してこられました。

当社は、前期において大規模なリストラを実行し、今後の成長を視野にいれた体制を構築しつつあり、受託資産残高及び経常利益を拡大させること等を通じて企業価値・株主価値を向上させてまいりたいと考えております。そのためには、ユニゾンが指名する役員候補等が有する人材、及び各種金融機関に対するネットワーク、当社に対する成長戦略実行等の支援、経営管理ノウハウが必要不可欠であると考え、今般、ユニゾンとの戦略的提携関係構築のため、当該資本業務提携を平成22年2月26日付で締結することを決定いたしました。

上記資本業務提携のほか、ユニゾンとの確固たる協調体制の構築、及び中期経営計画の達成による企業価値の増大、ひいては株主価値の向上を達成するために、株主間契約及び合意書が締結されております。株主間契約は、ユニゾンと当社代表取締役社長加藤一郎太との間で、当社の企業価値及び株主価値の最大化を目指し、相互に協力することを目的として締結する契約であり、株主総会における議決権の行使方法、経営管理体制の整備等を規定したものとなっております。一方、合意書は、ユニゾンと当社代表取締役社長加藤一郎太との間で、当社の事業計画の達成を通じて企業成長を遂げるために、ユニゾンが指名する役員候補等と合理的な協力を行うことを目的として締結する契約であり、経営者としての義務及び責任、報酬等を規定した内容となっております。

また、当社は、本件提携をより実効性のあるものとし、中期経営計画に沿って当社事業の発展・拡大を実現するために、必要な資金を調達する手段として、第三者割当による新株式発行を選択いたしました。

なお、資金調達の方法として第三者割当としました理由は、資金使途であるセिमボート資金を中期経営計画に基づいて安定的に確保する必要があり、償還リスクのあるデット性資金は好ましくないこと、及び、デット・リストラクチャリング事業を中心とする新規事業を早急に実行する必要性があることによります。このような状況の中、今回の割当予定先であるユニゾンは、当社グループの事業戦略及び資金需要の必要性、時期等を理解していただいたうえで、財務体質の安定化を図り、デット・リストラクチャリング事業を中心とする新規事業を軌道に乗せることが飛躍的な成長への足がかりであるという当社の意向に賛同いただき、新株式発行による第三者割当の引受けという方法で、合計2,500,004,000円の一括の払い込みをご提案いただきました。

### (2) 既存株主への影響

本件第三者割当により、現在の当社の発行済株式総数60,670株の158.49%に相当する新株式96,154株が発行され、当社普通株式につき1株当たりの持分割合が希釈化し、既存株主の皆様にとって大きな影響が生じます。しかしながら、本件第三者割当により必要事業資金を確保し、中期経営計画に基づき、当社事業の強化、充

実、発展に努め、積極的な事業展開を推進することにより、中長期的に企業価値・株主価値の向上につながるものと考えています。

また、当社は、ユニゾンが指名する役員候補等と協力して、本件提携を着実に実行し、中期経営計画の達成に向けて努力してまいります。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本件第三者割当は中期経営計画の達成、株主資本増強及びアセット・マネージメント事業における新規受託の拡大に際して必要となるセイムポート資金の確保のために必要不可欠なものであり、これらの達成により当社の業績の拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、既存株主の皆様への利益保護に繋がるものと考えており、大規模な第三者割当を行うことは合理的であると判断しております。

また、本件第三者割当は、希釈率が25%を超えるものであることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に規定される経営者から一定程度独立した者としての独立の第三者機関(以下、「第三者委員会」といいます。)から、本件第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手を行いました。第三者委員会の構成は、有識者1名(権田修一弁護士(鳥飼総合法律事務所))、当社社外監査役3名(鈴木俊介氏、三宅勝也氏、野本彰氏)、当社社外取締役2名(角田博明氏、市川洋氏)となっています。当社は、第三者委員会に対して、本件第三者割当に関する事項(発行の目的及び理由、調達資金の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、業績への影響の見通し)、並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関し、詳細に説明を行いました。

以上をふまえて第三者委員会にて審議した結果、当社は平成22年2月26日付で、本件第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの同委員全員一致の意見をいただいております。

なお、第三者委員会において、当社は過去の良好な業務実績、財務健全性を有するため、新たな資金が投入されることにより企業としての成長が見込まれること、安定的な必要資金を借入金で調達することが困難であること等から、本件第三者割当は必要性があり、かつ、企業成長・株主価値の増大を目的として新規事業にのみ資金が使用されること、割当予定先の選定理由に合理性があり、割当予定先が中期的に保有する方針であること、割当予定先が反社会的勢力等と関わりがないこと、割当予定先の払込の確実性に問題がないこと、発行価額が適切な方法により決定されていること等から、本件第三者割当の相当性があると判断しております。

以上より、本件第三者割当に伴って、既存株式の希釈化が生じるものの、当社にとって必要且つ相当である旨の第三者委員会の意見を尊重した上で、当社は本件第三者割当を決議することといたしました。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後掲 第四部 組込情報の有価証券報告書（第8期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日（平成21年11月27日）後、本有価証券届出書提出日（平成22年2月26日）までの間において、新たに追加が生じた項目は、下記の通りであります。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年2月26日現在）において変更の必要はないと判断しております。

～ 略

資本業務提携及び中期経営計画について

当社は、更なる事業の発展・拡大を実現し、企業価値及び株主価値を高め経営基盤を強化するため、ユニゾンの資本業務提携、及びユニゾンに対する第三者割当による新株式発行を行う予定であります。

本資本業務提携により、当社は、ユニゾンが指名する役員候補等による成長戦略の実行支援を受け、財務戦略、経営管理機能及びガバナンスを強化し、人材リソースの補完等を行う予定です。

また、当社は、本資本業務提携を前提として、受託資産残高の増大を目指して、計画期間を平成23年8月期から平成27年8月期とする5カ年の中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画に基づき、当社事業の発展・拡大を実現し、企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

なお、本資本業務提携により、ユニゾンが指名する取締役候補3名が、平成22年5月開催予定の臨時株主総会において、取締役に選任される見込みであり、これら3名の取締役が就任後は、当社の取締役会の過半数の議決権を有することとなるため、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことができると見込まれております。

また、本件提携により当初期待していたメリットが獲得できなかった場合等には、業績に重要な影響を与える可能性があります。さらに、他社との競合により想定された収益の増加等が達成できない場合や、事業環境の変化その他様々な要因により中期経営計画の目標を達成出来ない場合には、企業価値・株主価値の増大がなされない可能性があります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成20年9月1日 至 平成21年8月31日	平成21年11月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期 第1四半期)	自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日	平成22年1月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 エムケーキャピタルマネージメント

取締役会

御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員

公認会計士

永田高士

業務執行社員

指定社員

公認会計士

木村研一

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケーキャピタルマネージメント及び連結子会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 エムケーキャピタルマネージメント

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

永田高士

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

木村研一

業務執行社員

## < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケーキャピタルマネージメント及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成21年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エムケーキャピタルマネージメントが平成21年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年11月27日

株式会社 エムケーキャピタルマネージメント

取締役会

御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員

業務執行社員 公認会計士 永田高士

指定社員

業務執行社員 公認会計士 木村研一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成19年9月1日から平成20年8月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成20年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月26日

株式会社 エムケーキャピタルマネージメント

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 永田高士

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 木村研一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成21年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年1月13日

株式会社 エムケーキャピタルマネージメント

取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員	公認会計士	永田高士
業務執行社員		

指定社員	公認会計士	木村研一
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成20年9月1日から平成21年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年9月1日から平成20年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムケーキャピタルマネージメント及び連結子会社の平成20年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月8日

株式会社 エムケーキャピタルマネージメント

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	百井俊次
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	吉村基
業務執行社員		

指定有限責任社員	公認会計士	小野木幹久
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第9期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年9月1日から平成21年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムケーキャピタルマネージメントの平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。